

令和3年7月5日

## 職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、湖東地区行政一部事務組合職員の懲戒処分等に関する規程に基づき公表します。

### 記

#### 1 事案の概要

勤務時間外に自家用車を運転中に法定速度60km/時のところ、速度超過45km/時の交通違反を犯し、免許停止処分の対象となったもの。

#### 2 被処分者

昭和分署勤務の20代の男性消防副士長

#### 3 処分年月日

令和3年7月2日

#### 4 処分内容

戒告

#### 5 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく処分

#### 6 指導上の措置（監督責任）

消防本部の50代男性消防長と50代男性消防次長を口頭注意

#### 7 再発防止策

今後、職員には交通法規を遵守の上、安全運転をするように指導を徹底します。

連絡先 湖東地区消防本部 総務課

018-874-2420